

源泉徴収

従業員から、自分は所得税の確定申告をするから、給与の源泉徴収をしてほしくないと申し出がありました。
源泉徴収をしなくてもいいのでしょうか

結論

源泉徴収しなければなりません。

理由

所得税法は、給与等の支払をする者については
所得の支払いをする際に所得税を徴収し納付しなければならないことを
定めている。

所得税法183条 第一項

居住者に対し国内において「給与等」の支払をする者は、
その支払の際、その給与等について所得税を徴収し
その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

源泉所得税の納税に関しては、
国と関係するのは、源泉徴収義務者のみで、
この関係は、給与の受給者が確定申告という形で納税することはできないので、
給与支払者の源泉徴収義務は、消滅することはない。

雇用

人手不足で、やめられると困るので、いわれるままに源泉徴収をしませんでした。
税務調査で源泉徴収がしてないことが指摘されました。

確定申告 本人が確定申告しているから、もう、済んでいるからいいのではないかと抗弁しても聞いてもらえません。
というのは、本人が給与金額の全額を申告していればいいのですが、
時には、過小な申告になっているときがあります。
税務署は、給与所得者の申告状況は、税務署の資料を見ればわかることです。
案外、過小申告していることが多い。

源泉納付 例えば、10月に税務調査をうけて、1月から9月分の未収を指摘されたとします。
この源泉徴収金額を給与支払者が、まず、立替払いすることになります。
そして、本人から、立替金を徴収することになります。
素直に、払ってくれるか、ここが問題です。

過年度分 過年度分については、本人の申告状況によります。
きちんとしてあれば、見逃してもらえるかもしれませんが、
というのは、源泉徴収分を納付してもらおうと、
今度は、二重に納税されている状況になりますので、
本人に過払い分の還付の事務手続きが出てきます。
加算金の計算もあります。ちょっと、面倒です。



ともかく

農業関係者などで、農業の確定申告をしている人に多いです。
源泉徴収しないと、結局、その税金を負担するのは
企業側になってしまいがちです。

なかがわ会計では、このような事案については、
建前と損得で説明し、源泉徴収を実行してもらっています。

国税不服審判所

平成19年1月12日裁決。同趣旨。
裁決事例集 No.73・312ページ